

日 時：平成 25 年 4 月 19 日(火) 18:00～

場 所：建築士会 会議室

出席者：(委員 長) 金子 修司

(副委員長) 長田 喜樹

(委 員) 芝 京子、加藤 高明、長谷川 行彦、福井 通、毛塚 尚男

(担当常任理事) 村島 正章

(事 務 局) 佐川事務局長 田中職員

欠席者：(委 員) 石井 明、山根 三郎、山成 芳直、菊嶋 秀生、高橋 聰、加藤 清

永井 香織

(オブザーバー) 花方 威之

委員会冒頭に、新たに委員に委嘱された加藤高明委員の紹介と挨拶がありました。

<確認事項>

1 前回(3/19)議事録の確認【資料 1】

○前回議事録案が異議なく承認されました(前回同様、メールリストで事前送付済み)。

<協議事項>

1 平成 24 年度(社)神奈川県建築士会事業報告(案)について【資料 2】

《担当職員より報告》

・昨年の情報が掲載されている箇所もあり、今後修正のあるものです。また、事務局内でもまだ十分詰めておりませんので、本日は情報提供をさせていただくのみとなります。

また、4 月 1 日に事務局より依頼させていただいた通常総会用の本委員会事業報告について、P13 のとおり事務局案を作成しましたので、本日お諮りさせていただきます。

⇒総務企画委員会の事業報告は承認されました。

《担当常任理事より》

・P4【重点事業】4 委員会実践活動の強化について、毎年同じ標題となっています。とりたてて今年はこの点が強化されたという点があればこのままで構いませんが、そうでなければ委員会活動の「充実」程度の表現にしてはいかがですか。

⇒平成 25 年度事業計画より反映することとしました。

《副委員長より》

・P8【重点事業】6 情報交流の推進の項のうち、活動交流会は、SALON60周年記念号で特設ページを設けるなど、重要な事業と思います。例えば講演会のテーマや講師を記載する等内容を充実させてください。

《委員より》

・例年会員増加策に関する記載が少ないため、例えばタスクフォース協議会及び青年委員会の新規登録者セミナーの開催等、内容を充実させてください。

・P9【調査研究】には「函説 近代神奈川の建築と都市」の刊行が記載されていますが、その下の【刊行】の欄には記載がありません。この点は整理された方が良いと思います。

[質疑応答]

問:各事業を担当した委員会から意見がでることはありますか。

答:本年の4月以降は理事会の出席者は理事のみとなり、各委員長は出席しませんので、メール等でご意見等をいただくことも必要かと考えています。

問:P10【図書等】で優良図書の購入とありますが、具体的にはどのような書籍を購入していますか。

答:経緯を確認する必要がありますが、優良図書とはサロンスペースにある書籍のことだと思います。

目録がないため、どの書籍をいつ購入したか分かりません。なお、下の倉庫にも書籍が多くあるため、整理する必要があると考えています。

将来的には図書目録のようなものを整理する必要があります。

問:事業報告について、会員が見たいと言えれば見せてもらえますか。

答:はい。

2 平成 25 年度(一社)神奈川県建築士会予算(案)について【資料 3】

《担当職員より説明》

・本日の資料は支部予算を合算したものです。なお、3月8日開催された第338回役員会(理事会)で前年度より増額要求があった委員会に理由を説明いただきましたが、青年委員会の予算要求内容については、事務局と調整のうえ、再度報告することとなりました。本日修正案が届きましたのでお諮りいたします。全国大会等への大会参加助成費の内訳に要検討箇所があったため、その文言を修正していただきました。

また、支部事業計画について、一部届いていない支部がありますので、本日は現在あるもののみ情報提供します。

[質疑応答]

問:総額は変わりませんか。

答:変わりません。

《副委員長より》

・P15の平成25年度予算案資料は、字が小さくて非常に見づらいです。総会に諮る際はA4縦1枚でまとめてはいかがでしょうか。

⇒副委員長と相談しながら修正することとなりました。

3 一般社団法人移行に伴う現行規定の名称及び根拠規定等変更に係る一括承認について【資料 3】

《事務局長より説明》

・本来であれば全ての資料を揃えるものですが、趣旨の説明のみでご理解いただければと思います。

4 CPDプログラム審査評議会の設置等について【資料 4】

《担当職員より説明》

・評議会設置に伴うCPD・専攻建築士委員会規程の修正については、委員会内で他の委員会との擦り合わせが必要ではないかとの意見があったとのこと。そうしたことも踏まえ、関係規程の制定・修正は、本件5月1日開催の正副会長・常任理事会及び同8日開催の理事会にお諮りするものです。

《委員より》

・CPDの審査そのものは機械的に行われますので、これを第三者を交えてダブルで審査する必要があるのでしょうか。また、評議員に「3 消費者・司法関係者(3人以内)」とありますが、CPDの審査は専門的な知識が必要ですので、実際のところ、これらの方々では審査できないと思われます。

[質疑応答]

問:今まで問題なかったのに、トップダウンで新たな組織の立ち上げを求められたという印象がありますが、(公社)日本建築士会連合会から文書等で正式な依頼があったのですか。

答:確認後、後日回答します

問:CPD プログラム審査評議会について、年2回の開催となっておりますが、回数的には問題ありませんか。

答:プロバイダからの申請内容の審査はCPD 委員会で行っています。個別案件でなく実績全体の判断をするのであれば年2回の開催で問題ないと思われます。

《委員長より》

・資料は十分に整っていますが、導入の必要性や検討経緯がよく見えません。内容の説明のできる方(委員長等)に出席していただいた方が良いと思います。

※5月1日開催の正副会長・常任理事会にはCPD・専攻建築士委員長に出席いただくことになりました。

<報告事項>

1 平成 25 年度暫定予算の承認について【資料 6】

《事務局長より報告》

・3月8日の役員会(理事会)の理事が4月1日以降も継続するため、その場で暫定予算として承認いただいたものですので、4月1日付けで新定款第32条に基づきメールで承認をいただいたものです。

《担当常任理事より》

・メールでの決裁も可となっておりますが、送付したから見ていただろうということではなく、例えば同意をするのであればその旨を返信いただく等工夫をしてください。

※次回以降、メールで理事同意を得る場合は開封確認機能を用いることとなりました。

2 平成 25 年二級・木造建築士試験受験申込者数について【資料 7】

《担当職員より報告》

・申込者数は昨年より100名強減少しています。なお、対面受付の人数は次のとおりです。

二級建築士試験「学科の試験」	1,330名
〃 「設計製図の試験」	91名
木造建築士試験「学科の試験」	14名
〃 「設計製図の試験」	2名

《事務局長より補足》

・昨年は受付日数が8日間でしたが、本年は5日間でした。

《担当常任理事より》

・受験者数の人数に応じて委託金額が変わるのであれば、数が減少したという報告だけでなく、今後どうするかということも議論した方がよいのではないのでしょうか。

3 その他

◆年会費3年滞納者一覧について【当日配布資料】

《担当職員より報告》

・会費3年滞納者は、除名ではなく新定款第10条第二号に基づき会員資格停止となります。一覧の中でお知り合いの方等がいらっしゃいましたら事務局までご一報いただけますと幸いです。

※配布資料は自宅住所等個人情報が含まれるため、委員会終了後回収されました。

《事務局長より補足》

・本件、毎年各支部長さんに情報提供し、対応いただいております。

[質疑応答]

問:例えば、私どものような会員個人から一覧に載っている方に連絡した場合に、個人情報の漏えいにはなりませんか。

答:事務局から依頼されたということで対応いただければと思います。

問:支部長さんへは情報提供するだけですか。

答:働きかけ結果の回答をいただいております。

問:3年で資格停止という期間の根拠はありますか。

答:経理上は3年で未納会費の欠損処理を行っています。それを踏まえ3年で会員資格停止としています。

問:4年滞納者もおりますが、何故ですか。

答:最終的には欠損処理をするとしても、未納会費に対する請求権は放棄しないという意思表示として、可能な限りご連絡をすることとしています。

◆第56回建築士会全国大会「しまね大会」について

《担当職員より報告》

◆本会、日事連及びJIAの三会による「三会意見交換会」の設置について

《事務局長より報告》

・連合会同士で意見交換会を行いますので、単位会同士でも行ってくださいという趣旨です。本県は既に神奈川県建築会議を組織・連絡調整していますので、問題ないものと考えています。

◆平成25・26年度理事選挙について(中間報告)

《事務局長より報告》

・本日現在で939名の方から投票をいただいております。前回の投票総数は967名でしたので、現状ですと若干減です。4月19日に開票作業を行います。

◆その他(副委員長より)

・情報広報委員会に出席したところ、理事会の開催回数について質問がありました。仮にこれまでと同程度の開催回数であれば、理事会決定が必要な業務が滞ってしまうため、ある程度は正副会長・常任理事会でも決定できるという委任規程が必要ではないかとの意見でした。

⇒迅速に理事会決定を得る必要がある場合には、新定款第32条のメール等を使用した電子決裁ができる規定を活用します。また、理事会は、年4回程度の開催を予定しております。本件については、事務局ではなく是非皆様で議論いただければと思います。

◆その他(賛助会小委員会担当委員より)

・本年度も賛助会小委員会で見学会等を開催したいと考えています。企画等をお持ちでしたら是非情報提供してください

※今後の総務企画委員会で議論することとなりました。

《事務局より補足》

・会員名簿を作成する際に賛助会員に前回同様賛助会イベントについてアンケートをとります。

次回は平成25年4月16日(火)午後6時からの開催です。